

神戸市次世代自動車普及促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条に基づき、施行について必要な下記の事項について定める。

記

1 補助金の返還（第10条関係：補助金額の一部若しくは全部の返還について）

(1) 補助対象事業者の要綱第10条に係る遵守期間について

要綱第10条に規定する補助金額の一部若しくは全部の返還を求める期間を別表のとおり定める。

(2) 要綱第10条の規定に基づき補助金額の一部の返還を求める場合は、要綱第10条に該当すると認められる時から、交付した補助金のうち別表「要綱第10条に係る遵守期間」に相当する分を月単位で算出（千円未満切捨て）し、期限を定めて返還させるものとする。

この場合、別紙様式による補助金額の返還通知書により返還期限を定めて補助対象事業者に通知するものとする。

(3) 返還期限は、返還通知日より原則として30日とする。

(4) 要綱第13条（財産の処分の制限）について、補助金の返還を適用する場合も、上記を準用する。

別表 要綱第10条に係る遵守期間

用途	区分	期間
貨物・特種・その他	最大積載量が2 t 超	4年
	上記以外	3年
乗合		5年

第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長

補助金（一部・全部）返還通知書

平成 年 月 日付 第 号で確定通知した平成 年度神戸市次世代自動車普及促進補助金で、すでに交付した補助金（ 円）について下記のとおり返還されるよう通知します。

記

1 返還理由

2 返還金 一部返還金 円
全部返還金 円

(算定根拠)

円 × (月 / 月) = 円 (千円未満切捨て)

3 返還期限 平成 年 月 日